

## 第414回香川海区漁業調整委員会次第

日 時 令和8年3月9日（月）  
13:30～14:30

場 所 高松市番町四丁目1番10号  
香川県庁本館12階 大会議室

### 1 開 会

### 2 挨拶

### 3 議事録署名人の指名

### 4 議 題

- 1) 第一種区画漁業の免許について（諮問）
- 2) 香川県資源管理方針の変更について（諮問）
- 3) くろまぐろ、ぶり及びかたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）
- 4) 令和7年度連合海区漁業調整委員会の結果について（報告）
- 5) 漁業権における資源管理の状況等の報告について（報告）
- 6) 第52回瀬戸内海広域漁業調整委員会の結果について（報告）
- 7) 令和8年度香川海区漁業調整委員会の開催計画について（報告）
- 8) その他

### 5 その他

7 水産第 273094 号

令和 8 年 3 月 9 日

香川海区漁業調整委員会  
会 長 北尾 登史郎 様

香川県知事 池 田 豊 人

第一種区画漁業の被免許者の決定について（諮問）

令和 8 年 1 月 14 日付け海区漁場公示第 2 号をもって海区漁場計画を公示したところ、別紙一覧表のとおり免許申請があったので、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)第 70 条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

第一種区画漁業申請一覧表

免許番号 区第18号	公示中の番号 18	漁業権者		漁業の種類(漁業の名称)	漁業時期	漁場の位置
		氏名又は名称	住所			
区第18号	18	鴨庄漁業協同組合	さぬき市鴨庄4374-30	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月1日から翌年7月31日まで のり：10月1日から翌年3月31日まで あおのり・その他藻類：10月1日から翌年7月31日まで	さぬき市鴨庄長浜地先
区第19号	19	鴨庄漁業協同組合	さぬき市鴨庄4374-30	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月1日から翌年7月31日まで あおのり：10月1日から翌年3月31日まで わかれ・その他藻類：11月1日から翌年4月30日まで	さぬき市鴨庄北方地先
区第234号	234	鴨庄漁業協同組合	さぬき市鴨庄4374-30	第一種区画漁業(貝類垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	さぬき市鴨庄六子地先
区第419号	419	鴨庄漁業協同組合	さぬき市鴨庄4374-30	第一種区画漁業(魚類小割式養殖業(くろまぐる養殖業除く))	3月15日から翌年2月末日まで	さぬき市鴨庄長浜沖地先
区第235号	235	土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町甲24-90	第一種区画漁業(貝類垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	小豆郡土庄町小節地先
区第236号	236	土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町甲24-90	第一種区画漁業(貝類垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	小豆郡土庄町大郡中瀬沖
区第237号	237	土庄中央漁業協同組合	小豆郡土庄町甲24-90	第一種区画漁業(貝類垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	小豆郡土庄町豊島家浦地先
区第238号	238	四海漁業協同組合	小豆郡土庄町伊喜末1-4	第一種区画漁業(貝類垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	小豆郡土庄町小江地先
区第239号	239	四海漁業協同組合	小豆郡土庄町伊喜末1-4	第一種区画漁業(貝類垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	小豆郡土庄町伊喜末地先
区第240号	240	北浦漁業協同組合	小豆郡土庄町辰見甲1726-72	第一種区画漁業(貝類垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	小豆郡土庄町北浦小島地先
区第241号	241	北浦漁業協同組合	小豆郡土庄町辰見甲1726-72	第一種区画漁業(貝類垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	小豆郡土庄町北浦元地先
区第55号	55	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町苗羽甲2281-1	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月1日から翌年3月31日まで	小豆郡小豆島町田浦南地先
区第242号	242	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町苗羽甲2281-1	第一種区画漁業(貝類垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	小豆郡小豆島町田浦地先
区第243号	243	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町池田228-32	第一種区画漁業(貝類垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	小豆郡小豆島町富士漁港西地先
区第244号	244	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町池田228-32	第一種区画漁業(貝類垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	小豆郡小豆島町権現崎東地先
区第245号	245	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町池田228-32	第一種区画漁業(貝類垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	小豆郡小豆島町権現崎西地先
区第246号	246	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町池田228-32	第一種区画漁業(貝類垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	小豆郡小豆島町神浦地先
区第247号	247	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町池田228-32	第一種区画漁業(貝類垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	小豆郡小豆島町吉野地先
区第248号	248	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町池田228-32	第一種区画漁業(貝類垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	小豆郡小豆島町室生地先
区第249号	249	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町池田228-32	第一種区画漁業(貝類垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	小豆郡小豆島町飛崎西地先
区第250号	250	与島漁業協同組合	坂出市入船町一丁目2番18号	第一種区画漁業(貝類垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	坂出市瀬居町北浦地先
区第251号	251	与島漁業協同組合	坂出市入船町一丁目2番18号	第一種区画漁業(貝類垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	坂出市瀬居町竹浦地先
区第252号	252	与島漁業協同組合	坂出市入船町一丁目2番18号	第一種区画漁業(貝類垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	坂出市瀬居町東浦瀬港本浦地先
区第253号	253	与島漁業協同組合	坂出市入船町一丁目2番18号	第一種区画漁業(貝類垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	坂出市沙弥島東地先
区第254号	254	与島漁業協同組合	坂出市入船町一丁目2番18号	第一種区画漁業(貝類垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	坂出市小与島地先
区第255号	255	与島漁業協同組合	坂出市入船町一丁目2番18号	第一種区画漁業(貝類垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	坂出市岩鼻地先
区第256号	256	与島漁業協同組合	坂出市入船町一丁目2番18号	第一種区画漁業(貝類垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	坂出市榑石島南東地先
区第112号	112	中讃西部漁業協同組合	仲多度郡多度津町東港町25番	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月1日から翌年4月10日まで	丸亀市中津地先
区第257号	257	中讃西部漁業協同組合	仲多度郡多度津町東港町25番	第一種区画漁業(貝類垂下式養殖業)	1月1日から12月31日まで	丸亀市中津地先

## 事務手続きスケジュール

### (1) 海区漁場計画の変更

【済】 R7. 8. 25 : 海区漁業調整委員会 (事前協議)

【済】 R7. 8. 28~10. 22 : 利害関係人の意見聴取 (県 HP で公表、資料の閲覧)

関係機関への協議・調整

【済】 R7. 10. 30 : 意見聴取・検討結果の公表 (県 HP)

【済】 R7. 11. 17 : 海区漁業調整委員会 (諮問)

【済】 R7. 12. 16 : 公聴会、海区漁業調整委員会 ⇒ 知事へ答申

公示 (県 HP※)、通知

### (2) 漁業の免許及び漁業権行使規則の認可

【済】 R8. 2. 2~2. 27 : 免許申請、漁業権行使規則の認可申請

R8. 3. 9 : 海区漁業調整委員会へ漁業の免許について諮問

⇒ 知事へ答申

R8. 4. 1 : 免許状交付・行使規則認可、公示 (県 HP)、通知



7 水産第 262413 号  
令和 8 年 2 月 27 日

香川海区漁業調整委員会

会長 北 尾 登 史 郎 様

香川県知事 池 田 豊 人

資源管理方針の変更について (諮問)

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第14条第9項の規定に基づき、別紙のとおり香川県において資源管理を行うための方針を変更したいので、法第14条第10項で準用する同条第4項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

香川県資源管理方針（令和2年12月1日制定 令和7年12月15日一部改正）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

変更後	変更前
<p>香川県資源管理方針</p> <p>第1～5 (略)</p> <p>第6 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>1 漁獲量等の情報の収集</p> <p>(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度向上において重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要であることを踏まえ、法第26条第1項若しくは第2項又は第30条第1項若しくは第2項の規定に基づく漁獲量の報告のほかに、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告(第58条において準用する法第52条第1項)、漁業者による資源管理の状況等の報告(第90条第1項)が適切に行われるよう指導するものとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第7～8 (略)</p> <p>(別紙1-1)</p> <p>第1 くらまぐる (大型魚)</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p>	<p>香川県資源管理方針</p> <p>第1～5 (略)</p> <p>第6 その他資源管理に関する重要事項</p> <p>1 漁獲量等の情報の収集</p> <p>(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度向上において重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要であることを踏まえ、法第26条第1項又は第30条第1項の規定に基づく漁獲量の報告のほかに、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告(第58条において準用する法第52条第1項)、漁業者による資源管理の状況等の報告(第90条第1項)が適切に行われるよう指導するものとする。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第7～8 (略)</p> <p>(別紙1-1)</p> <p>第1 くらまぐる (大型魚)</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p>

<p>(1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項</p> <p>① ～ ③ (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。</p> <p><u>陸揚げした日から3日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和63年法律第91号) 第1条第1項に規定する行政機関の休日 (以下この別紙1において「行政機関の休日」という。) は算入しない。)</u></p> <p>第3～5 (略)</p> <p>(別紙1-2) ～ (別紙1-6) (略)</p> <p>(別紙2-1) ～ (別紙2-12) (略)</p>	<p>(1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項</p> <p>① ～ ③ (略)</p> <p>(2) 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。</p> <p>① <u>当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)</u> <u>陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで</u></p> <p>② <u>都道府県知事が漁業法等の一部を改正する等の法律 (平成30年法律第95号) による改正後の漁業法 (昭和24年法律第257号。以下この別紙1において「法」という。) 第31条の規定に基づき公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたときは、この限りではない。)</u> <u>陸揚げした日から3日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和63年法律第91号) 第1条第1項に規定する行政機関の休日 (以下この別紙1において「行政機関の休日」という。) は算入しない。)</u></p> <p>第3～5 (略)</p> <p>(別紙1-2) ～ (別紙1-6) (略)</p> <p>(別紙2-1) ～ (別紙2-12) (略)</p>
--	---

(参考)

令和6年6月24日 公布 令和8年4月1日 施行

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律 【一部抜粋】

(漁業法の一部改正)

第一条 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「特定水産資源」の下に「(次項に規定する特別管理特定水産資源を除く。)」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 年次漁獲割当量設定者は、漁獲割当管理区分において、特定水産資源のうち、個体の経済的価値が高く、かつ、国際的な枠組み、資源評価、個体の取引状況その他の事情を勘案して特に厳格な漁獲量の管理を行う必要があると認められるものとして農林水産省令で定めるもの(以下この章及び第二百条第一号において「特別管理特定水産資源」という。)の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、採捕をした個体の数、漁獲量その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項を、当該漁獲割当管理区分が大臣管理区分である場合には農林水産大臣、知事管理区分である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に報告するとともに、農林水産省令で定めるところにより、当該採捕に係る船舶等の名称及び個体ごとの重量その他の農林水産省令で定める事項に関する記録を作成し、その報告をした日から農林水産省令で定める期間保存しなければならない。

第三十条第一項中「において特定水産資源」の下に「(特別管理特定水産資源を除く。以下この項において同じ。)」を加え、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 漁獲割当管理区分以外の管理区分において特別管理特定水産資源の採捕をする者は、特別管理特定水産資源の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、当該特別管理特定水産資源の個体の数及び漁獲量その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項を、当該管理区分が大臣管理区分である場合には農林水産大臣、知事管理区分である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に報告するとともに、農林水産省令で定めるところにより、当該採捕に係る船舶等の名称及び個体ごとの重量その他の農林水産省令で定める事項に関する記録を作成し、その報告をした日から農林水産省令で定める期間保存しなければならない。

令和7年5月30日 公布 令和8年4月1日 施行

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農  
林水産省関係省令の整備等に関する省令 【一部抜粋】

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）の規定に基  
づき、並びに同法及び同令を実施するため、漁業法施行規則（昭和二十五年農林省令第十六号）の全部を  
改正する省令を次のように定める。

#### 第十六条

4 法第二十六条第二項の規定による漁獲量等の報告に係る農林水産省令で定める期間は、採捕した特別管理特定水産資源ごとに陸揚げした日から三日以内とする。ただし、特別管理特定水産資源の特性及びその採捕の実態を勘案し、これによることが適当でないと認めるものについては、資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に定める期間とする。

第十六条の二 法第二十六条第二項の農林水産省令で定める特別管理特定水産資源は、くろまぐろ（重量が三十キログラム以上のものに限る。）とする。

#### 第十九条

4 法第三十条第二項の規定による漁獲量等の報告に係る農林水産省令で定める期間は、採捕した特別管理特定水産資源ごとに陸揚げした日から三日以内とする。ただし、特別管理特定水産資源の特性、その採捕の実態及び地域における取引状況を勘案し、これによることが適当でないと認めるものについては、資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に定める期間とする。

## 香川県資源管理方針

令和2年12月1日制定  
令和2年12月23日改正  
令和3年6月18日改正  
令和5年11月6日改正  
令和6年12月24日改正  
令和7年3月18日改正  
令和7年12月15日改正  
令和 年 月 日改正

### 第1 資源管理に関する基本的な事項

#### 1 資源管理の意義・背景

香川県の漁業は、県民をはじめとする我が国の消費者に対して水産物を安定的に供給するとともに、水産業の発展や漁村の振興に寄与するという極めて重要な役割を担っている。しかし、本県の漁業生産量は、長期的に減少傾向にあり、消費者に対する水産物の安定的な供給を維持するためには、地域の実態に即して適切に資源管理の取組を推進する必要がある。

本県における資源管理に関する従来の公的な規制は、船舶の隻数及びトン数の制限並びに漁具、漁法、漁期等の制限による漁獲能力の管理が主体であった。しかし、平成以降の漁具の大型化、省力化等の漁獲に係る技術革新により、船舶の隻数、トン数等当たりの漁獲能力が増加している状況を踏まえると、船舶の隻数、トン数等の制限を基本とした管理では水産資源の持続的な利用の確保が難しい状況となっている。

このような中、平成30年12月14日に漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）が成立し、漁獲量そのものの制限を基本とする新たな資源管理制度が創設された。

今後、都道府県知事は、改正法による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき国が定めた資源管理に関する基本方針（以下「資源管理基本方針」という。）に即して、第14条第1項の規定に基づき都道府県が資源管理を行うための方針（以下「都道府県資源管理方針」という。）を作成し、本県における地域の実態に即した資源管理に関する基本的な考え方や方向性を定める必要がある。

このため、本県において持続的な利用を確保することにより漁業生産力を発展させるため、本県における都道府県資源管理方針（以下「香川県資源管理方針」という。）を定め、適切な資源管理を推進するものとする。

#### 2 漁業等の状況

本県は瀬戸内海の東部に位置し、東から播磨灘、備讃瀬戸及び燧灘の3つの海域に面している。本県の海域には、多くの島々が存在し、岩礁や砂浜など多様性に富んだ本県の海

岸線の長さは島嶼部を含めて総延長約 700km に達する。また、起伏の多い海底地形及び複雑な潮流により、生息する魚介藻類は多種多様で豊富であり、温暖な瀬戸内海気候とあいまって恵まれた漁業環境にある。

このため、古くから多様な種類の漁業が営まれ、現在は、小型機船底びき網漁業、さし網漁業、定置網漁業、込網漁業、船びき網漁業等の漁船漁業が主要な漁業として営まれている一方、昭和初期に全国に先駆けて始まった魚類養殖に加え、のり、かき等の養殖など、進取の気性に富んだ漁業者の創意と工夫の積み重ねにより今日の姿となっている。

このような実態のある本県では、多種多様な魚介類を様々な漁法により漁獲していることから、サワラ及びカタクチイワシの広域魚種を除き、従来から漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）による管理を実施しており、公的な規制と併せて、休漁、漁具の規制等による自主的な取組を行っているところである。

他方、本県における漁獲量は、平成 27 年以降、増加傾向にあるものの、昭和 50 年頃の漁獲量の水準を踏まえると、長期的には減少傾向にある。また、マアジ、マダイ及びサワラにおいては、漁獲量が大きく減少していないものの、多くの水産資源の漁獲量が近年減少傾向にあり、魚類全体の漁獲量についても減少傾向にある。また、魚類を除く甲殻類、貝類等の漁獲量については、全体的に近年減少傾向にある。

本県が属する瀬戸内海は、恵まれた漁業環境であるものの、本県の漁獲量は長期的に減少しており、現状の漁業種類ごとの管理を踏まえた持続的な利用を確保するための適切な資源管理の実施が急務となっている。

### 3 本県の責務

本県は、法第 6 条の規定に基づき、国とともに、漁業生産力を発展させるため、水産資源の保存及び管理を適切に行う責務を有する。このため、法第 10 条第 1 項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うとともに、必要な情報を提供するものとする。また、同条第 3 項の規定に基づき、農林水産大臣の求めに応じて、資源調査に協力するものとする。

#### 第 2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、以下の事項により構成するものとし、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

#### 第 3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

##### 1 漁獲可能量

漁獲可能量（資源管理基本方針第 5 の 3 の規定に基づき「現行水準」として、目安の数

量が配分された場合にあつては、その数量)の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

## 2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

## 3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行うよう、努めるものとする。

## 第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲可能量の管理の手法は、法第8条第3項の規定に基づき漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分(漁獲努力量の総量を管理する区分を除く。)については、同条第4項の規定に基づき漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

また、同条第5項の規定に基づき、水産資源の特性等を勘案して上記の管理を行うことが適当でないと認められる場合は、当該管理に代えて、当該管理区分に係る漁獲努力可能量(当該管理区分に係る漁獲可能量の数量の水産資源を採捕するために通常必要と認められる漁獲努力量をいう。)を超えないように、当該管理区分において水産資源を採捕するために漁ろうを行う者による漁獲努力量の総量の管理を行うものとする。

## 第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

### 1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号)に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

### 2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、

当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。

法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

### 3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 第 6 その他資源管理に関する重要事項

### 1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度向上において重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要であることを踏まえ、法第 26 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 30 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく漁獲量の報告のほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（第 58 条において準用する法第 52 条第 1 項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（第 90 条第 1 項）が適切に行われるよう指導するものとする。

(2) 上記の報告により収集した情報については、資源管理及び資源評価に必要とする場合に限り、農林水産大臣又は国立研究開発法人研究・教育機構へ適切に報告するとともに、地域の実態に即した適切な資源管理に向けて活用することとする。

(3) また、(1)の報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速にかつ効率的に情報を収集することができるよう、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を推進するとともに、データを集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

### 2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解及び協力を得た上で、着実に実行するものとする。

### 3 種苗放流等の取組

資源管理は、水産資源の保存及び管理を適切に行う都道府県の責務を鑑みて、必要に応

じて、種苗生産、種苗放流及び種苗育成管理と組み合わせて行うものとする。

#### 4 遊漁者に対する指導

大臣及び知事は、遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

#### 5 その他

知事は、法第31条の規定に基づき採捕の数量の公表した場合、速やかに第32条第2項に基づく早期是正措置を関係漁業者等に指導又は勧告するものとする。

### 第7 香川県方針の検討・変更

法第14条第8項の規定に基づき、香川県資源管理方針を見直すことを基本として、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

### 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 くろまぐろ(大型魚)」から「別紙1-7 ぶり」までに、特定水産資源以外の水産資源についての資源管理の方向性は「別紙2-1 ひらめ瀬戸内海系群」から「別紙2-12 さより香川県海域」までにそれぞれ定めるものとする。

第1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県くろまぐろ大型魚漁業

(1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（令和2年農水令48号。以下「許可省令」という。）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ大型魚を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

4月1日から翌年3月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙1において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第2の1(1)で定める香川県くろまぐろ大型魚漁業区分に配分するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

第5 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

第 1 特定水産資源

くろまぐろ（小型魚）

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県くろまぐろ小型魚漁業

(1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ小型魚を採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

4月1日から翌年3月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月 10 日まで

② 都道府県知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなったときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内（行政機関の休日は算入しない。）

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第 2 の 1 (1) で定める香川県くろまぐろ小型魚漁業区分に配分するものとする。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県まあじ漁業

(1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

1月1日から12月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第2の1(1)で定める香川県まあじ漁業区分に配分するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2に定める知事管理区分「香川県まあじ漁業」においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量の上限による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る管理する漁獲努力量は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去5年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である4,710隻とする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

## 第1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

## 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県まいわし漁業

### (1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

#### ① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

#### ② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業

#### ③ 漁獲可能期間

1月1日から12月末日まで

### (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

## 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第2の1(1)で定める香川県まいわし漁業区分に配分するものとする。

## 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2に定める知事管理区分「香川県まいわし漁業」においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量の上限による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る管理する漁獲努力量は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去5年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である4,710隻とする。

## 第5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

## 第1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

## 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県まさば及びごまさば漁業

### (1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

#### ① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

#### ② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する漁業

#### ③ 漁獲可能期間

7月1日から翌年6月末日まで

### (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

## 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第2の1(1)で定める香川県まさば及びごまさば漁業区分に配分するものとする。

## 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2に定める知事管理区分「香川県まさば及びごまさば漁業」においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量の上限による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る管理する漁獲努力量は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去5年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である4,710隻とする。

## 第5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

## 第 1 特定水産資源

かたくちいわし瀬戸内海系群（体色が銀色のものをいう。以下同じ。）

## 第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県かたくちいわし漁業

### (1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

#### ① 水域

②の対象とする漁業が、かたくちいわしの採捕を行う水域

#### ② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわしを採捕する漁業

#### ③ 漁獲可能期間

4月1日から翌年3月末日まで

### (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

## 第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第 2 の 1 (1) で定める香川県かたくちいわし漁業区分に配分するものとする。

## 第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該水産資源の採捕をするものによる法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

## 第 5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の本則の第 1 の 2（5）に定めるステップアップ管理を行う。

第1 特定水産資源  
ぶり

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
香川県ぶり漁業

(1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、ぶりの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がぶりを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

4月1日から翌年3月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第2の1(1)で定める香川県ぶり漁業区分に配分するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

当該水産資源の採捕をするものによる法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。

第5 その他資源管理に関する重要事項

資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）の本則の第1の2（5）に定めるステップアップ管理を行う。



7 水産第 256241 号  
令和 8 年 2 月 24 日

香川海区漁業調整委員会

会長 北 尾 登 史 郎 様

香川県知事 池 田 豊 人

くろまぐろ、ぶり及びかたくちいわし瀬戸内海系群に関する知事管理漁獲可能量について (諮問)

このことについて、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、くろまぐろ、ぶり及びかたくちいわし瀬戸内海系群に関する知事管理漁獲可能量を別紙のとおり定めたいので、同条第 2 項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

表 都道府県別漁獲可能量のうち、知事管理区分に配分する数量（知事管理漁獲可能量）について

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	管理期間
くろまぐろ（小型魚）	香川県くろまぐろ小型魚漁業	1.0トン	令和8年4月1日～翌年3月31日
くろまぐろ（大型魚）	香川県くろまぐろ大型魚漁業	2.0トン	令和8年4月1日～翌年3月31日
かたくちいわし瀬戸内海系群	香川県かたくちいわし漁業	44,000トンの内数	令和8年4月1日～翌年3月31日
ぶり	香川県ぶり漁業	試行水準	令和8年4月1日～翌年3月31日

7水管第 2402 号  
令和 7 年 12 月 19 日

香川県知事 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

くろまぐろに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

くろまぐろに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量 (香川県分)
くろまぐろ (小型魚)	1.0トン
くろまぐろ (大型魚)	2.0トン

香川県知事 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群及びぶりに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡、するめいか、かたくちいわし瀬戸内海系群及びぶりに関する令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) 令和 8 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量 (トン)	基本シェア (%)	現行水準の場合の目安数量 (トン)
すけとうだら太平洋系群			
すけとうだら日本海北部系群			
すけとうだらオホーツク海南部			
すけとうだら根室海峡			
するめいか		0.00%	
かたくちいわし瀬戸内海系群	44,000 トンの内数	—	
ぶり	試行水準	—	

## 令和7年度連合海区漁業調整委員会の結果について

### (1) 岡山・香川連合海区漁業調整委員会

日 時：令和8年2月18日（水）13:53～14:26

場 所：高松港旅客ターミナルビル7階会議室（香川県高松市）

出席者：香川海区9名（北尾会長、橋本委員、北野委員、木下委員、小山委員、一田委員、  
宮地委員、嶋野委員、筒井委員）

岡山海区8名（井本会長、柴田委員、豊田委員、國屋委員、小谷委員、平田委員、  
三宅委員、栗田委員）

欠席：倉本委員（香川）、佐上委員（岡山）

付議事項及びその結果：

議案 令和8年度における各種漁業の入会調整について

（結果）入漁協定表は、原案どおり決定した。

その他

・北野委員から、「今すぐでなくてよいが、協定表内の枠数と実態にかなり開きがあるので、実際の数を踏まえて見直しをしたらどうか。」との発言があった。これに対し、岡山海区の小谷委員から「今後のことを含めて、岡山の方も見直すような考えで進めたい。」との発言があった。

### (2) 愛媛・香川連合海区漁業調整委員会

日 時：令和8年2月6日（金）13:00～13:26

場 所：愛媛県水産会館6階大会議室（愛媛県松山市）

出席者：香川海区6名（北尾委員、宇山委員、松本委員、小山委員、嶋野委員、石原委員）

愛媛海区6名（藤田委員、川上委員、喜田委員、林委員、塩田委員、三好委員）

付議事項及びその結果：

議案 令和8年度における各種漁業の入会調整について

（結果）入漁協定表は、原案どおり決定した。

その他

・松本委員から、「さわら流網の秋漁について、去年から地元調整がついて、後ろにずらしたので、互いの入漁について、香川県の許可期間に合わせてほしい」との要望を愛媛海区

に申し入れた。これに対し、愛媛海区の藤田委員から「話は聞いているが、県内で賛否が分かれる状況にあるので、お互い納得できるよう県内の調整を慎重に進めているところである。」との発言があった。

### (3) 広島・香川連合海区漁業調整委員会

日 時：令和8年2月12日（木）13:47～14:07

場 所：広島県庁4階海区漁業調整委員会室（広島県広島市）

出席者：広島海区6名（北田委員、高橋委員、濱松委員、箱崎委員、樋口委員、山田委員）

香川海区5名（北尾会長、松本委員、小山委員、嶋野委員、島瀬委員）

欠席：山本委員（香川）

付議事項及びその結果：

議案 令和8年度における各種漁業の入会調整について

（結果）入漁協定表は、原案どおり決定した。

その他

・なし。

## 第52回瀬戸内海広域漁業調整委員会の結果について

日時 令和8年3月5日(木) 14時～15時

場所 三宮研修センター6階 605号室(神戸市)

出席者 委員13名出席(対面 嶋野委員ほか2名、Web 10名)

### 議題

(1) 令和8年度における遊漁者のくろまぐろ(大型魚)の資源管理措置について

令和8年1月22日(木)に、くろまぐろ遊漁専門部会第6回合同会議が開催され、合意された以下の内容について、広調委で決定した。

#### ① 広調委での決定事項

・委員会指示において、クロマグロ小型魚(30kg未満)は採捕禁止、意図せず採捕した場合は直ちに放流することについては、変更なし。

・委員会指示に基づく運用方針において、クロマグロ大型魚(30kg以上)の令和8年度からの採捕上限は、月毎の採捕数量を超過した場合は、超過した数量を翌々月の採捕量から均等に差し引くことに変更して決定。

・委員会指示において、クロマグロ(大型魚30kg以上)のバッグリミット(保有制限)については、令和7年度は「1人毎月1尾まで」だったが、令和8年度からは「1人2か月ごと1尾まで」に変更して決定。

#### ② 報告事項

・届出制(令和8年4月1日導入。届出者は釣り人(遊漁者)、遊漁船業者、プレジャーボート等運航者)については、令和8年1月1日から受け付けを開始しており、令和8年2月13日時点における届出件数は4,313件(対象者間の重複含む)。今後さらに増加する見通し。

(2) サワラについて

#### ① 令和8年度 委員会指示

・操業の禁止期間や網目制限10.6センチメートル以上など、例年どおりの内容。

#### ② サワラ遊漁に関するアクションプラン

・今後、遊漁に関する実態を把握し、必要な検討を行っていく。フェーズ1は令和7年度末ごろまで、フェーズ2は9年度末ごろまで、フェーズ3は令和10年度末までにおける取組みを実施予定。

## 資源管理の状況等の報告（区画漁業権）について

〔 報告期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日 〕

漁業権者は、漁場を適切かつ有効に活用する責務を有するとともに、1年に1回以上、当該漁場の活用状況等を知事に報告しなければならないとされました。また、知事は当該報告を受けて、海区漁業調整委員会に対し必要な事項を報告するものとされています。

今回、区画漁業権について、各漁業権者から報告を受けた内容を取りまとめましたので報告します。

## 漁業法 抜粋

(資源管理の状況等の報告)

第九十条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

## ◎資源管理の状況等の報告（漁業権の漁獲成績報告）一覧

区分	漁業の種類	件数	報告対象期間	
区画	第1種区画漁業	のり養殖業	4/1～翌3/31	
	わかめ養殖業	73		
	こんぶ養殖業	21		
	あおのり養殖業	7		
	その他藻類養殖業	7		
	藻類複数種養殖業	5		
	かき垂下式養殖業	2		
	かき・あさり垂下式養殖業	23		
	あかがい垂下式養殖業	5		
	あわび小割式養殖業	5		
	その他貝類養殖業	1		
	魚類小割式養殖業	1		
		65		
共同	第1種共同漁業	あわび漁業、なまこ漁業ほか	119	1/1～12/31
	第2種共同漁業	今回、報告分（区画漁業権）	65	1/1～12/31
		延柄漁業		かに建網 春かに建網
		柵網漁業	雑魚柵網 雑魚柵網以外	55
	第3種共同漁業	つきいそ、地びき網	5	1/1～12/31
定置	定置漁業	あじ定置網漁業	4	6/1～12/31

資源管理の状況等の報告(区画漁業権)取りまとめ

報告対象期間：R6.4.1～R7.3.31

区 分	漁業の種類	免許 件数	行使 件数	割合	環境保全等の取組状況	生産量	備 考	
区 画 漁 業	第1種	のり養殖業 (のり・その他藻類養殖業を 含む)	73	51	70%	採水調査、海底耕うん等	306,595千枚	(生のり:28t)
		わかめ養殖業	21	13	62%	海底耕うん等	36t	生、塩蔵、乾燥
		こんぶ養殖業	7	5	71%	海底耕うん等	0.4t	乾燥
		あおのり養殖業	7	6	86%	採水調査、海底耕うん等	3.5t	乾燥
		藻類複数養殖業	2	2	100%	海底耕うん	0	のり・わかめ、わ かめ・あおのり
		その他藻類養殖	5	3	60%	採水調査、海底耕うん等	0	ひじき等
		かき垂下式養殖業	23	14	61%	採水調査、海底耕うん等	238t 39t	殻付き むき身
		かき・あさり垂下式養殖業 (あさり垂下式養殖業含む)	5	4	80%	採水調査、海底耕うん等	2t 24t 0.2t	かき(殻付き) かき(むき身) あさり
		あかがい垂下式養殖業	5	2	40%	採水調査、海底耕うん等	0.3t	
		あわび小割式養殖業	1	1	100%	採水調査、海底耕うん等	1.5t	
		その他貝類養殖	1	0	0%		0	
		魚類小割式養殖業	65	41	63%	採水調査、海底耕うん等	5,285t	ハマチ、カンパ チ、トラフグ、マダ イ等
		215	142	66%				

※行使していない場合の理由、  
行使者数の減少  
栄養塩不足により成長が見込めないため休業  
漁場を休ませている 等

## 令和8年度香川海区漁業調整委員会等の開催計画について

月	旬	回	会議名	主要議題	備考
R8 4月	下旬	1	第415回委員会	・イイダコ釣りに関する委員会指示について（事前協議）	
5月	上旬		全漁調連総会	・令和8年度全漁調連要望書（案）について	会長
	下旬	2	第416回委員会	・まさば及びごまさば太平洋系群の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問） ・イイダコ釣りに関する委員会指示について（協議）	
8～9月		3	第417回委員会	・次期漁業権一斉切替えに向けたスケジュールについて ・全漁調連における国への要望について（協議） ・漁業権等における資源管理の状況等の報告（共同漁業）	
11月	5・6	高松市	全漁調連西日本ブロック会議	1日目：西日本ブロック会議要望事項について 2日目：視察	会長 委員
	中旬	神戸	瀬戸内広調委	・広域資源管理（サワラ、トラフグ等）の取組みについて	委員
	下旬	4	第418回委員会	・海区漁場計画の変更について（諮問） ・まいわし太平洋系群、まあじの知事管理漁獲可能量の設定について（諮問） ・瀬戸内広調委の結果について（報告） ・全漁調連における国への要望について（報告）	
12月	中旬	5	第419回委員会	・令和8年度連合海区漁業調整委員会について ・漁業権等における資源管理の状況等の報告（区画漁業）	
R9 1月	中旬	6	第420回委員会	・令和8年度連合海区漁業調整委員会について	
2月	中旬 下旬 下旬	岡山 香川 香川	岡山香川連合海区 広島香川連合海区 愛媛香川連合海区	・令和9年度各種漁業の入漁協定について	関係 委員
3月	中旬	神戸	瀬戸内広調委	・広域資源管理（サワラ、トラフグ等）の取組みについて	委員
	中旬	7	第421回委員会	・くろまぐろ、ぶり及びかたくちいわし瀬戸内海系群の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問） ・令和8年度連合海区漁業調整委員会の結果について（報告） ・瀬戸内広調委の結果について（報告） ・令和9年度香川海区漁業調整委員会等の開催計画について（報告）	

〔 全漁調連：全国海区漁業調整委員会連合会  
瀬戸内広調委：瀬戸内海広域漁業調整委員会 〕

※漁業許可の公示に関する諮問については随時

## II. 令和8年度における管理について

- 令和8年1月22日（木）に、くろまぐろ遊漁専門部会第6回合同会議を開催し、令和8年度における管理について議論を行い、以下の内容で合意。広域漁業調整委員会指示に基づき、今後、広域漁業調整委員会会長が別に定める予定。

	令和7年度（現行）	令和8年度（見直し）
採捕上限の設定	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月均等に設定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月均等に設定。</li> <li>令和7年度の余剰分は各月に均等配分。</li> <li>月毎の採捕数量を超過した場合は、超過した数量を翌々月の採捕数量から均等に差し引く。</li> </ul>
大型魚のバッグリミット（保有制限）	1人1月1尾まで	1人各期間1尾まで ※ 各期間：4月から始めて2か月間ごと

※ その他の現行の広域漁業調整委員会指示に基づき行われている措置の見直しはなし。

### 【令和8年度の管理の考え方の例】

時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
当初採捕数量	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2	5.2
採捕実績	5	5	12.2									
超過数量	-	-	+7									
調整後採捕数量				5.2	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4	4.4

単位：トン

※1 バッグリミットはオレンジ枠内で1人1尾まで。

※2 令和7年度の余剰分が3.5トンだった場合の各月配分量：3.5トン÷12か月＝約0.2トン（※ 小数点第2位以下は切り捨て）

※3 6月に7トンの超過があった場合の8月以降の各月差し引き数量：7トン÷8か月＝約0.8トン（※ 小数点第2位以下は切り捨て）

太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号の六、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号の六及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第 48 号の六に基づく遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕数量に関する運用方針

令和 8 年 4 月 1 日

太平洋広域漁業調整委員会指示第 49 号、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号及び瀬戸内海広域漁業調整委員会第 48 号（以下「指示」という。）に基づき、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の適正な管理のため、遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の採捕数量に関する運用方針について、以下のとおり定める。

1 基本的な配分

各月 5 トンとする。なお、前年度の採捕数量に余剰がある場合は、当該余剰分の数量を月数で除した数量について月ごとにそれぞれ上乘せする。

2 配分後の数量の取扱い

上記 1 により定めた月ごとの数量を当該月の採捕数量が超えた場合、その超過分の数量を、超過した月の翌々月から指示で定める有効期間の満了日が属する月までの月数で除した数量について、超過した月の翌々月以降の数量からそれぞれ差し引く。この場合、月ごとの数量について変更があった旨、速やかに水産庁のホームページで掲載する。

瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第48号 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	改 正 前
<p><b>一 定義</b> この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。 (一) 漁業者が漁業を営む場合 (二) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合 (三) 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合</li> </ol> <p>2 「瀬戸内海」 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五百五十二條第二項及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第十六條に規定する瀬戸内海をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「くろまぐろ(小型魚)」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。</li> <li>「くろまぐろ(大型魚)」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。</li> <li>「遊漁船」 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)第二條第二項に規定する遊漁船をいう。</li> </ol>	<p><b>一 定義</b> この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。 (一) 漁業者が漁業を営む場合 (二) 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合 (三) 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合</li> </ol> <p>2 「瀬戸内海」 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五百五十二條第二項及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第十六條に規定する瀬戸内海をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「くろまぐろ(小型魚)」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。</li> <li>「くろまぐろ(大型魚)」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。</li> <li>「遊漁船」 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)第二條第二項に規定する遊漁船をいう。</li> </ol>
<p><b>二 くろまぐろ(小型魚)の採捕の制限</b> 遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ(小型魚)を採捕してはならない。くろまぐろ(小型魚)を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。</p>	<p><b>二 くろまぐろ(小型魚)の採捕の制限</b> 遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ(小型魚)を採捕してはならない。くろまぐろ(小型魚)を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。</p>
<p><b>三 くろまぐろ(大型魚)の採捕の制限</b> 1 遊漁者は、瀬戸内海において採捕したくろまぐろ(大型魚)を、次に掲げる期間ごとに、一人一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ(大型魚)を保持した者が別のくろまぐろ(大型魚)(以下「別個体」という。)を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>四月及び五月</li> <li>六月及び七月</li> <li>八月及び九月</li> <li>十月及び十一月</li> <li>十二月及び一月</li> <li>二月及び三月</li> </ol> <p>2 瀬戸内海広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)会長は、瀬戸内海における遊漁者によるくろまぐろ(大型魚)の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、太平洋において遊漁者によるくろまぐろ(大型魚)の採捕を禁止する旨、公示する。</p> <p>3 遊漁者は、2の公示により、くろまぐろ(大型魚)の採捕が禁止された期間中は、瀬戸内海においてくろまぐろ(大型魚)を採捕してはならない。くろまぐろ(大型魚)を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。</p>	<p><b>三 くろまぐろ(大型魚)の採捕の制限</b> 1 遊漁者は、瀬戸内海において採捕したくろまぐろ(大型魚)を一人毎月一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ(大型魚)を保持した者が別のくろまぐろ(大型魚)(以下「別個体」という。)を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。</p> <p>2 瀬戸内海広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)会長は、瀬戸内海における遊漁者によるくろまぐろ(大型魚)の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組みに支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、瀬戸内海において遊漁者によるくろまぐろ(大型魚)の採捕を禁止する旨、公示する。</p> <p>3 遊漁者は、2の公示により、くろまぐろ(大型魚)の採捕が禁止された期間中は、瀬戸内海においてくろまぐろ(大型魚)を採捕してはならない。くろまぐろ(大型魚)を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。</p>
<p><b>四 報告</b> 1 遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ(大型魚)を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ(大型魚)を陸揚げした日から一日以内に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス</li> <li>採捕したくろまぐろ(大型魚)の尾数及び重量(計量方法を含む。)</li> <li>尾さ長(ふんが端から尾さまでの長さという。)</li> <li>採捕したくろまぐろ(大型魚)を陸揚げした日及び陸揚げした場所</li> <li>採捕した海域</li> <li>遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号</li> <li>遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号</li> </ol>	<p><b>四 報告</b> 1 遊漁者は、瀬戸内海においてくろまぐろ(大型魚)を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ(大型魚)を陸揚げした日から一日以内に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス</li> <li>採捕したくろまぐろ(大型魚)の尾数及び重量(計量方法を含む。)</li> <li>尾さ長(ふんが端から尾さまでの長さという。)</li> <li>採捕したくろまぐろ(大型魚)を陸揚げした日及び陸揚げした場所</li> <li>採捕した海域</li> <li>遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号</li> <li>遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号</li> </ol>

<p>(ハ) 届出番号（太平洋広域漁業調整委員会指示第五十一号の二の8、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十二号の二の8及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第五十号の二の8に基づき交付される番号をいう。）</p> <p>2 1の報告を行うに当たっては、採捕したくまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならぬ。</p>	<p>(ハ) 届出番号（太平洋広域漁業調整委員会指示第五十一号の二の8、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第八十二号の二の8及び瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第五十号の二の8に基づき交付される番号をいう。）</p> <p>2 1の報告を行うに当たっては、採捕したくまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならぬ。</p>
<p><b>五 指示の有効期間</b> この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。</p>	<p><b>五 指示の有効期間</b> この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。</p>
<p><b>六 その他</b> この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。</p>	<p><b>六 その他</b> この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。</p>

**附 則（瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第51号）**

- 1 この指示は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この指示の施行の前日に採捕されたくまぐろ（大型魚）に関する改正前の瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十八号の4の1)の規定に基づく報告については、なお従前の例による。

**附 則（瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第53号）**

- 1 この指示は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この指示の施行前に漁業法第百二十一條第四項において読み替えて準用する同法第百二十條第十一項の規定により命ぜられた事項については、この指示による改正後の瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第四十八号の三の1の規定にかかわらず、改正前の三の1の規定を適用する。

令和8年2月6日  
さわら検討会議

## 今後のサワラ資源管理の検討方向について

今後のサワラ資源管理について検討を進めるにあたり、資源管理措置等については、以下のとおりとする。

### 1. 資源管理の目標について

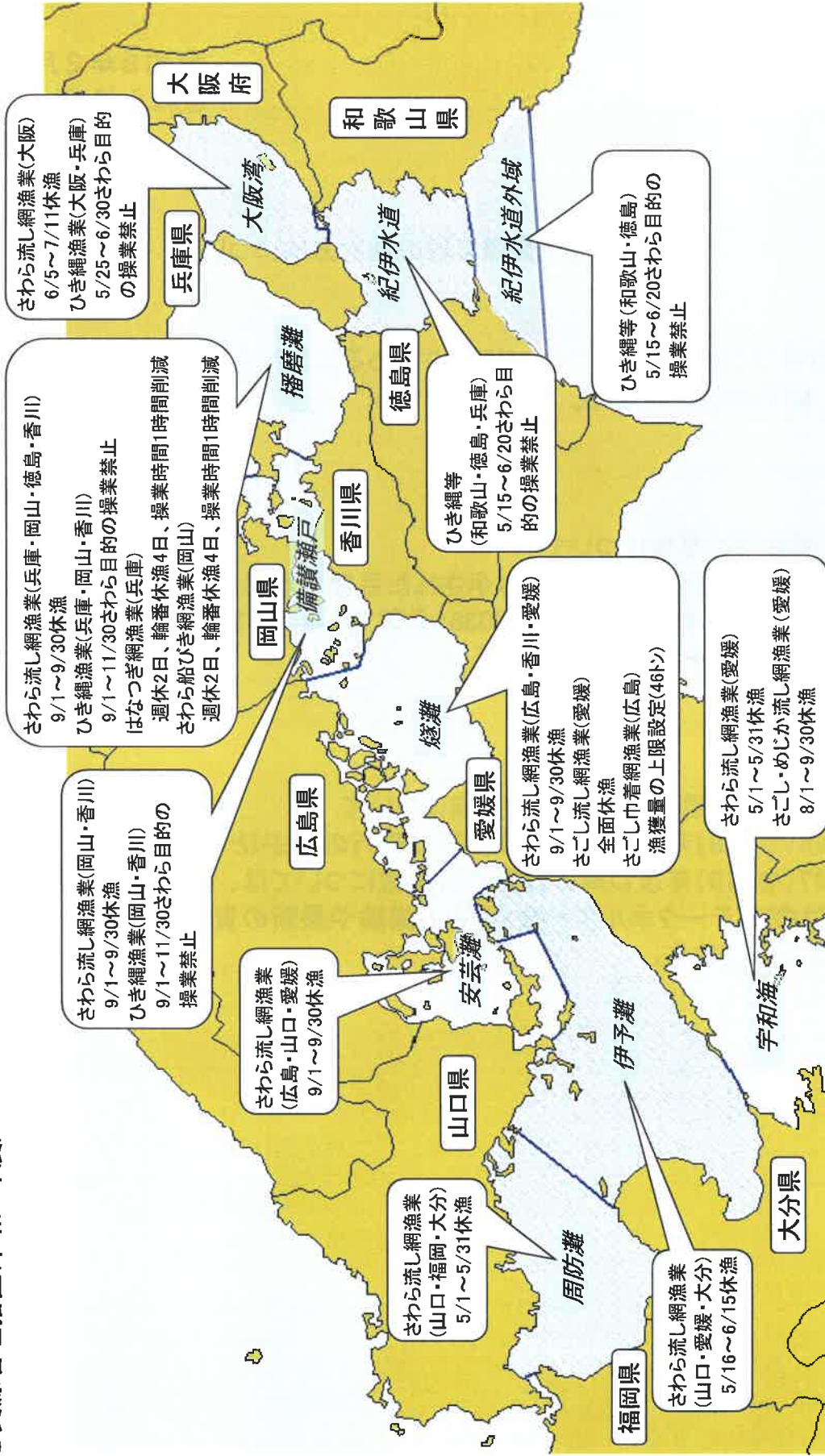
令和7年度の資源評価により示された目標管理基準値(最大持続生産量(MSY)を実現する親魚量)の2036(令和18)年での実現に向けた漁獲管理規則案の議論を踏まえて検討する。

### 2. 今後の資源管理措置の検討方向について

2026(令和8)年度の資源管理措置は現行のとおりとする。

2027(令和9)年度以降の資源管理措置については、資源管理方針に関する検討会(ステークホルダー会合)等の議論や最新の資源評価を踏まえ、必要な検討を進める。

○資源管理措置(令和7年度)



※ 斜線部分は、香漁を規制  
 ※ さわら流し網の網目 10.6cm以上(瀬戸内海全域共通)

令和8年度 さわら広域資源管理の取組

1. 海域(灘)・漁業種類ごとの取組

海 域	漁 業 種 類	規 制 措 置
紀伊水道外域	ひき縄等	さわらを目的とした操業の禁止 (5/15～6/20)
紀伊水道	ひき縄等	さわらを目的とした操業の禁止 (5/15～6/20)
大阪湾	さわら流し網	春漁 (6/5～7/11) →休漁 網目→10.6 cm以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (5/25～6/30)
播磨灘	さわら流し網	秋漁 (9/1～9/30) →休漁 網目→10.6 cm以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (9/1～11/30)
	はなつぎ網	火曜日,土曜日に加え,輪番により 4 日間 (5月:3日間、6月以降:1日間)の休漁 操業時間の1時間短縮
	さわら船曳網	火曜日,土曜日に加え,輪番により 4 日間 (5月:3日間、6月以降:1日間)の休漁 操業時間の1時間短縮
備讃瀬戸	さわら流し網	秋漁 (9/1～9/30) →休漁 網目→10.6 cm以上
	ひき縄	さわらを目的とした操業の禁止 (9/1～11/30)
燧灘	さわら流し網	秋漁 (9/1～9/30) →休漁 網目→10.6 cm以上
	さごし巾着網	漁獲量→年間46トンを上限
	さごし流し網	全面休漁
安芸灘	さわら流し網	秋漁 (9/1～9/30) →休漁 網目→10.6 cm以上
伊予灘	さわら流し網	春漁 (5/16～6/15) →休漁 網目→10.6 cm以上
周防灘	さわら流し網	春漁 (5/1～5/31) →休漁 網目→10.6 cm以上
宇和海	さわら流し網	春漁 (5/1～5/31) →休漁
	さごし・めじか流し網	8/1～9/30→休漁

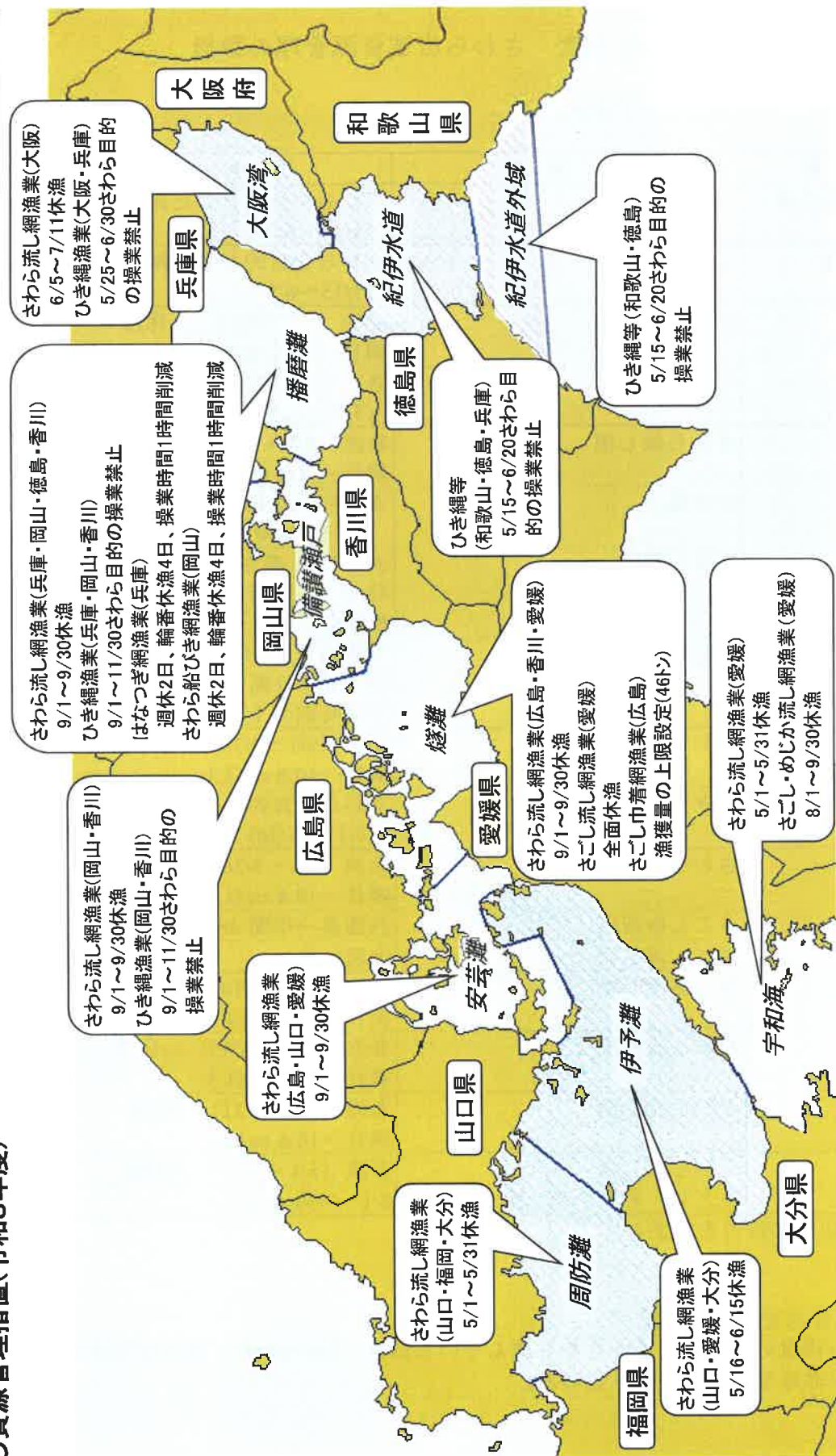
(注) 9/1以降の許可を秋漁とする。

2. その他資源管理への取組

上記1の措置のほか、従来から取り組んでいる措置(定期休漁日、船上受精卵放流等)については、その取組を継続するよう努める。

○資源管理措置(令和8年度)

資料 2-4



※斜線部分は、春漁を規制  
※さわら流し網の網目10.6cm以上(瀬戸内海全域共通)

## さわら広域資源管理に係る委員会指示について

### 1. 委員会指示の発出について

- (1) 広域に回遊するさわら資源の回復を図るため実施する休漁や流し網の網目制限等の取組について、実効性の確保とともに、資源の状況等に機動的に対応するため、瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）指示による公的担保措置を講じてきたところ。
- (2) 現行の委員会指示第49号の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなっているが、引き続き、取組の実効性の確保や資源の状況等に機動的に対応する必要があることから、令和8年度においても、さわら広域資源管理に係る委員会指示を発出。

### 2. 委員会指示第52号（案）の概要

- (1) 現行の取組を継続することから指示内容は現行のとおり。
- (2) なお、「3 区域の操業制限」の規定中、播磨灘におけるはなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業（以下「はなつぎ網等漁業」という。）の制限のうち、休漁については、「毎週2日の定期休漁と輪番による4日間（5月に3日間、6月以降に1日間）の休漁」とし、許可船舶ごとに休漁日を指定する必要があることから、「毎週火曜日、毎週土曜日その他の瀬戸内海広域漁業調整委員会会長が定めた日」と規定し、別途、はなつぎ網等漁業の操業が始まるまでに委員会会長が休漁日を定め、はなつぎ網等漁業者に通知。

## 瀬戸内海広域漁業調整委員会指示第五十二号 (案)

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十一条第一項の規定に基づき、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業について、次のとおり指示する。

令和八年三月五日

瀬戸内海広域漁業調整委員会 会長 脇田 和美

## 瀬戸内海広域漁業調整委員会によるさわらを対象とした漁業に係る委員会指示

## 1 定義

この指示において「瀬戸内海」とは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十二条第二項及び漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第十六条に規定する瀬戸内海をいう。なお、瀬戸内海におけるさわらを対象とした漁業の水域区分は次表下欄のとおりとする。

紀伊水道	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二十分三千四百八十メートルの点</p> <p>基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点</p> <p>基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から三百五度二十分の方位線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点</p> <p>基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点</p> <p>一 和歌山県紀伊日ノ御崎灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線</p> <p>二 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線</p> <p>三 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線</p> <p>四 小鳴門水道東口小鳴門橋</p>
大阪湾	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>基点ア：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から三百三十六度二十分三千四百八十メートルの点</p> <p>基点イ：和歌山県和歌山市沖ノ島西端から二百九度五十分二千六百メートルの点</p> <p>基点ウ：大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境</p>

	<p>界点から三百五度二十分の方角線と、基点アから大阪府泉南郡岬町観音崎の鼻に至る見通し線との交点</p> <p>基点エ：基点アと基点イを結んだ線と、和歌山県和歌山市沖ノ島西端と兵庫県洲本市成ヶ島東端を結んだ線との交点</p> <p>一 大阪府と和歌山県との最大高潮時海岸線における境界点から基点ウ、基点ア、基点エを経て兵庫県洲本市成ヶ島東端に至る線</p> <p>二 兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p>
播磨灘	<p>次に掲げる線及び陸岸によつて囲まれた海域</p> <p>一 兵庫県神戸市と同県明石市との最大高潮時海岸線における境界点と同県淡路市岩屋と同市野島江崎との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>二 兵庫県南あわじ市門崎と徳島県鳴門市大毛島孫崎を結んだ線</p> <p>三 小鳴門水道東口小鳴門橋</p> <p>四 岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線</p> <p>五 香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線</p>
備讃瀬戸	<p>次に掲げる線及び陸岸によつて囲まれた海域</p> <p>一 岡山県岡山市と同県瀬戸内市との最大高潮時海岸線における境界点と香川県小豆郡土庄町蕪崎を結んだ線</p> <p>二 香川県小豆郡小豆島町釈迦ヶ鼻と同県さぬき市大串岬を結んだ線</p> <p>三 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線</p>
燧灘	<p>次に掲げる線及び陸岸によつて囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域</p> <p>一 広島県と岡山県との最大高潮時海岸線における境界点から広島県福山市宇治島東端を経て香川県三豊市詫間町三崎に至る直線</p> <p>二 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線</p> <p>三 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p>
安芸灘	<p>次に掲げる海域一及び二を合わせた海域</p>

	<p>一 次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>ア：広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線</p> <p>イ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>ウ：愛媛県松山市白石ノ鼻と同市興居島頭崎灯台を結んだ線</p> <p>エ：愛媛県松山市興居島頭崎灯台と同市野忽那島野忽那島灯台を結んだ線</p> <p>オ：愛媛県松山市野忽那島北端と同市中島東端を結んだ線</p> <p>カ：愛媛県松山市中島歌崎と同市津和地島東端を結んだ線</p> <p>キ：愛媛県松山市津和地島西端と同市由利島西端を結んだ線</p> <p>ク：愛媛県松山市由利島西端と山口県柳井市平郡島盛鼻を結んだ線</p> <p>ケ：山口県柳井市と同県熊毛郡上関町との最大高潮時海岸線における境界点（以下「基点ア」という。）と同県柳井市平郡島榑崎を結んだ線と同市平郡島の最大高潮時海岸線との交点のうち最も北部に位置する点と基点アを結んだ線</p> <p>二 一の線イ、次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、広島県海域</p> <p>コ：広島県呉市上蒲刈島黒鼻と同市斎島西端を結んだ線</p>
伊予灘	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域のうち、安芸灘を除いた海域</p> <p>一 広島県呉市仁方町と同市川尻町との最大高潮時海岸線における境界点と同市上蒲刈島白崎を結んだ線</p> <p>二 広島県呉市上蒲刈島黒鼻と愛媛県松山市と同県今治市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>三 愛媛県佐田岬灯台と大分県関崎灯台を結んだ線</p> <p>四 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線</p> <p>五 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p>
周防灘	<p>次に掲げる線及び陸岸によって囲まれた海域</p> <p>一 山口県下松市と同県光市との最大高潮時海岸線における境界点と同県下松市笠戸島鎌石岬を結んだ線</p> <p>二 山口県下松市笠戸島火振岬と大分県豊後高田市と同県国東市との最大高潮時海岸線における境界点を結んだ線</p> <p>三 山口県火ノ山下潮流信号所と福岡県門司崎灯台を結んだ線</p>

2 網目の制限

さわらを目的とした流し網漁業において使用する漁具の網目は、十・六センチメートル以上とする。

3 区域の操業制限

次の表の上欄に掲げる区域においては、中欄に掲げる期間にあつて、下欄に掲げる制限を設ける。

区 域	期 間	制 限
紀伊水道	五月十五日から六月二十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
大阪湾	五月二十五日から六月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は六月五日から七月十一日まで)	さわらを目的とした操業の禁止
播磨灘	九月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流し網漁業は九月一日から九月三十日まで)	さわらを目的とした操業の禁止 (ただし、はなつぎ網漁業及びさわら船びき網漁業を除く)
		毎週火曜日、毎週土曜日その他の瀬戸内海広域漁業調整委員会会長(以下「委員会会長」という。)が定めた日及び午後三時から翌日午前五時までの間のさわらを目的としたはなつぎ網漁業の操業の禁止
		毎週火曜日、毎週土曜日その他の委員会会長が定めた日及び午後四時から翌日午前六時までの間のさわら船びき網漁業の操業の禁止
備讃瀬戸	九月一日から十一月三十日まで (ただし、さわらを目的とした流	さわらを目的とした操業の禁止

	し網漁業は九月一日から九月三十日まで)	
燧灘	九月一日から九月三十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
		さごし巾着網漁業におけるさわらの年間漁獲量を四十六トン以下とする
安芸灘	九月一日から九月三十日まで	さわらを目的とした操業の禁止
伊予灘	五月十六日から六月十五日まで	さわらを目的とした操業の禁止
周防灘	五月一日から五月三十一日まで	さわらを目的とした操業の禁止

#### 4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和八年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。

●サワラ遊漁に関するアクション・プラン

	目的	取組内容	備考
フェーズ1 (令和7年度末頃まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サワラ遊漁の年間採捕量（最大釣果・最小釣果）を推計した上で、暫定的な漁獲・採捕尾数ベースのサワラ遊漁の割合を算出する。</li> <li>●釣果投稿サイトの採捕情報に基づくサワラ陸釣り遊漁の採捕データを漁業独立データ（指標）として確立する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サワラ遊漁に関するネット情報及び遊漁船業者への聞き取り等に基づく関係府県の登録遊漁船の実態把握及びサワラ採捕データ等を収集・整理する（関係府県）。</li> <li>●釣果投稿サイトの採捕情報に基づくサワラ陸釣り遊漁の採捕データ等を収集・整理する（瀬戸調）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者協議会及び瀬戸内広調委へのアクション・プランの説明。</li> <li>・漁業者協議会へのサワラ関係府県の登録遊漁船のサンプル調査への協力要請。</li> </ul>
フェーズ2 (令和9年度末頃まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サワラ遊漁の年間採捕量を推計した上で、漁獲・採捕尾数及び量ベースのサワラ遊漁の割合を算出する。</li> <li>●サワラ遊漁船のサンプル調査に基づくサワラ遊漁船の採捕データを漁業独立データ（指標）として確立する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係府県の登録遊漁船のサンプル調査を実施する（瀬戸調・関係府県）。</li> <li>●遊漁者及び遊漁関連団体等への周知活動（瀬戸調・関係府県）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者協議会及び瀬戸内広調委へのサワラ遊漁の年間採捕量の推計値及び漁獲・採捕尾数及び量ベースのサワラ遊漁の割合について説明。</li> </ul>
フェーズ3 (令和10年度末頃まで)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●サワラ遊漁の情報・データの資源評価への活用方法を検討する。</li> <li>●サワラ遊漁の採捕報告及び資源管理措置を検討する（TAC 管理導入の検討状況についても考慮する。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●瀬戸内海広域漁業調整委員会指示等（採捕報告及び資源管理措置など）の検討（瀬戸調・関係府県・水産研究・教育機構）。</li> <li>●遊漁者及び遊漁関連団体等への周知活動及び協議（瀬戸調・関係府県）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁業者協議会及び瀬戸内広調委への瀬戸内海広域漁業調整委員会指示等（採捕報告及び資源管理措置など）の説明。</li> </ul>

※上表の記載内容については、各フェーズの結果及び状況変化等を踏まえて、適宜、修正する可能性がある。

## 令和8年度香川海区漁業調整委員会等の開催計画について

月	旬	回	会議名	主要議題	備考
R8 4月	下旬	1	第415回委員会	・イイダコ釣りに関する委員会指示について（事前協議）	
5月	上旬		全漁調連総会	・令和8年度全漁調連要望書（案）について	会長
	下旬	2	第416回委員会	・まさば及びごまさば太平洋系群の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問） ・イイダコ釣りに関する委員会指示について（協議）	
8～9 月		3	第417回委員会	・次期漁業権一斉切替えに向けたスケジュールについて ・全漁調連における国への要望について（協議） ・漁業権等における資源管理の状況等の報告（共同漁業）	
11月	5・6	高松市	全漁調連西日本ブロック会議	1日目：西日本ブロック会議要望事項について 2日目：視察	会長 委員
	中旬	神戸	瀬戸内広調委	・広域資源管理（サワラ、トラフグ等）の取組みについて	委員
	下旬	4	第418回委員会	・まいわし太平洋系群、まあじの知事管理漁獲可能量の設定について（諮問） ・瀬戸内広調委の結果について（報告） ・全漁調連における国への要望について（報告）	
12月	中旬	5	第419回委員会	・令和8年度連合海区漁業調整委員会について ・漁業権等における資源管理の状況等の報告（区画漁業）	
R9 1月	中旬	6	第420回委員会	・令和8年度連合海区漁業調整委員会について	
2月	中旬 下旬 下旬	岡山 香川 香川	岡山香川連合海区 広島香川連合海区 愛媛香川連合海区	・令和9年度各種漁業の入漁協定について	関係 委員
3月	中旬	神戸	瀬戸内広調委	・広域資源管理（サワラ、トラフグ等）の取組みについて	委員
	中旬	7	第421回委員会	・くろまぐろ、ぶり及びかたくちいわし瀬戸内海系群の知事管理漁獲可能量の設定について（諮問） ・令和8年度連合海区漁業調整委員会の結果について（報告） ・瀬戸内広調委の結果について（報告） ・令和9年度香川海区漁業調整委員会等の開催計画について（報告）	

〔 全漁調連：全国海区漁業調整委員会連合会  
瀬戸内広調委：瀬戸内海広域漁業調整委員会 〕

※漁業許可の公示に関する諮問については随時